

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 6 年 6 月 2 4 日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

看護人材確保について

●本県の看護師数は 2024 年末現在、都道府県別の人口 10 万人比で全国 46 位と、とても足りていません。看護関係者からも人材確保が課題として問われています。

本県には 民間の看護師養成機関のほか、3 校の県立看護専門学校があります。神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護大学校です。

まず知事にうかがいます。

これら看護専門学校の担う役割をどうとらえていますか。

●経費に関しては、県立のどの学校も共通して入学金 70,500 円、授業料は年額 217,200 円の計 287,700 円、このほかに教科書はじめ、パソコンやタブレット、実習用具、ナース服やナースシューズ、聴診器、ペンライト、実習先への交通費、遠方の場合は宿泊費、実習に向けての予防接種代、国家試験対策費用など、個人負担が大変な様子を保護者や教員から聞いています。教材費は学校によって異なりますが、数十万円を要するとのことでした。

さすがに民間と比べると安価なものの、全国的にみると授業料が本県の半額以下の県が数県あり、また県内でも藤沢市や横須賀市の市立看護専門学校は県よりさらに低く授業料を抑えています。

修学資金に関しては、貸付金として年間 204,000 円から 480,000 円まで貸与し、県内の医療機関で看護職員として一定期間働けば返還免除という仕組みもあってこの措置は重要だと考えます。しかし、18 歳人口自体が減少する中、大学志向が高まっていて、募集の広報や高校でのガイダンスなど生徒確保に苦慮しておられる実態もあると聞きます。

先般、県立保健福祉大学の入学金を半額にし、かつ、給付型奨学金が創設されたことは本県の保健福祉人材確保に資する前向きな判断だったと考え、さらなる支援の充実を求めたいところです。

そこで知事にうかがいます。

近年、学費軽減が行われてきている県立保健福祉大学と同じ県立を冠する学校であるならば、県立看護専門学校に対しても入学金や授業料を軽減することが大事と考えますが見解をうかがいます。

2027 年花博に放射能除染土を持ち込む問題について

●2027 年国際園芸博覧会は、そのテーマを「幸せを創る明日の風景」とし、花や緑との関わりを通じて自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を目指します。そこに、県民・市民の合意形成が不十分なまま「放射能除染土」を持ち込

むことが報道され、博覧会の健全なイメージを損なうのではないのでしょうか。横浜市には市民から問い合わせや懸念の声がいくつか届いているとのこと、本県も議会で懸念の声が上がっています。現時点で関係省庁からは具体的な説明はないとのことですが、具体的な方針が決まり既成事実化してからでは遅いので対応を求めます。

そこで知事にうかがいます

本博覧会は世界中から 1,000 万人以上の来場者を見込む国家プロジェクトです。福島復興の重要性は認識しますが、なぜ「園芸」と「植物」の祭典であるこの場に、あえて懸念の残る除染土を持ち込む必要があるのか、県の認識を伺います。

●安全面でも大きな疑念があります。安全基準のダブルスタンダードが指摘されています。原子力施設から出る廃棄物のうち、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できるレベル(年間 0.01 ミリシーベルト以下)の放射能濃度をクリアランスレベルといい、クリアランスレベル以下であることが確認された廃棄物は、放射性廃棄物処理基準の対象外となり、一般の廃棄物処理基準で処理が可能になるとされていますが、原子炉等規制法ではこのクリアランスレベルを、100 Bq/kg としています。

ところが福島第一原発事故後、急増した大量の除染土を効率的に処理するために作られた放射性物質汚染対処特措法では、8,000Bq/kg 以下のものは「安全に再利用できる」として、福島県外を含む全国の公共事業で活用する方針が示されています。これは安全基準のダブルスタンダードだとの指摘があります。災害時の流出や飛散、長期的な管理体制への不安も払拭されていません。「国際」の名を冠する以上、海外からの参加国や観光客への影響は無視できません。輸出入規制が敏感な農林水産業への波及効果も懸念されます。

そこで知事にうかがいます。

会場はかつての米軍施設跡地であり、住宅地や教育施設も隣接しています。万が一の大雨や地震によって、これら除染土が場外へ流出・飛散するリスクをどう評価していますか。また「安全」の根拠となる実証実験の結果について、県民に対して透明性のある説明がなされたと言えると考えていますか。

海外から参加する 60 以上の国や地域、国際機関に対し、この除染土活用の事実を事前に説明し、了解を得ていますか。また神奈川県産の農産物や観光ブランドに対し、「放射能」という言葉が結びつくことで生じる風評被害について、どのような対策を講じるつもりですか。

●横浜市長の記者会見でも国がどれくらいの量の除染土をどういう活用するか方針が見えていないことが語られていました。開催自治体として、国の方針を無批判に受け入れるのではなく、県民の生命と財産、そして博覧会の成功を守る立場から、慎重な判断を下すべきと考えます。福島復興は除染土の拡散ではなく、農産物の展示販売など形を変えて行うことが可能ではないでしょうか。

2026年1月から2月にかけて、福島県内の除染で生じた除染土を2045年3月までに県外で最終処分する国の計画の一環として除染土の再生利用を進めることについて、共同通信社が福島以外の46都道府県の知事にアンケートを実施したところ、最終処分場に関しては6県知事が「意向なし」、再利用の受け入れに関しては3県知事が「容認できない」と回答しています。受け入れに賛意を示した知事は一人だったとのことですが、黒岩知事は、国の責任で社会的受容性の拡大・深化を図ることが重要であり、引き続き検討が必要な段階と認識しているため、回答は差し控えるという回答だったということです。

そこで知事にうかがいます。

県民の間には、十分な議論がないまま「既成事実化」されることへの強い拒絶感があります。知事は、この計画が「社会的受容性が拡大している」つまり、県民の理解を得られていると判断していますか。博覧会の成功を真に願うのであれば、疑念を招く除染土の持ち込みについて、国の発表待ちではなく可能性が見えてきた今の段階で既成事実が作られる前にきっぱり中止を求めるべきと考えますが見解を伺います。

花博の工事代金未払い企業の参画問題

●国際園芸博覧会、通称花博の開催が来年に迫っています。以前、文書質問で取り上げられ、答弁されていますが、その後の中身の進捗をうかがいます。

大阪・関西万博の海外パビリオン建設において、フランス系の「GL イベントツジャパン」などが複数の日本企業に対し、多額の工事代金未払い(係争中を含む)を起こしている問題は極めて深刻です。同社が 2027 年国際園芸博覧会においても、会場内のパビリオン(GX House 等)のサプライヤーとして認定されている事実は、県内事業者には不安を招いています。国際園芸博覧会における「万博未払い問題」の再発防止と県内事業者の保護は喫緊の課題です。法令遵守が疑わしい企業を公的事业に参入させることは、県の指導監督責任を問われかねません。花博は博覧会協会主催とは言っても知事が副会長の座にある以上は責任は重大です。

そこで知事にうかがいます。

公金が投じられる国家プロジェクトにおいて、現在進行形で建設業法違反の疑いや巨額の未払い訴訟を抱える企業がサプライヤーとして認定されていますが、県はこの事実を重く受け止めているのでしょうか。また、博覧会協会に対し、これら不適切事案を抱える企業の認定取り消しや、今後の契約制限を求めるべきではないのでしょうか。見解を伺います。

●大阪万博では多重下請け構造がブラックボックス化し、末端の業者が泣き寝入りさせられていることになります。これを防ぐために、開催自治体として独自の監視ルールを設けることが必要です。大阪の教訓は「民民(民間同士)の契約」という言葉で行政が介入を避けた結果、被害が拡大したことにあります。県は博覧会協会と連携し、以下の対策を独自に講じるべきではないかと考えます。①外国企業が単独で元請けになるのを避け、県内企業との JV を必須条件とすることで、国内の商慣習や法規制を守らせる。② 元請けから下請けへの入金が滞っていないか、県がモニタリングできる報告体制を構築すること。③国からの補助金や委託費が、直接下請けの賃金に充てられるよう、元請けを介さない支払いルートの検討④県の事業では入札資格条件など厳しく設定しているのと同様、管理者を置かないといけないなど不適格事業者を排除する仕組みの構築⑤万が一問題が起きた際に、即座に県が介入し、中小企業向け「特別相談・救済窓口」を設置すること。⑥訴訟費用や当面の運転資金を支援するための体制の構築

そこで知事にうかがいます。

県内の建設業者が安心して工事に参画できるよう、弁護士や中小企業診断士を配置した「支払いトラブル専用窓口」を県独自に設置すべきと考えますが見解を伺います。また、未払いが発生した際に、県が立替払いを行う制度や、低利の緊急融資枠を確保する考えについてうかがいます。華やかな祭典の裏で、地元の業者が倒産するような事態は、博覧会の成功とは言えません。国際園芸博覧会の成功は、来場者数だけで測られるべきではありません。工事に携わる全ての労働者に適正な対価が支払われてこそ、真の成功です。大阪万博の「負の連鎖」を断ち切り、県民・県内事業者を守り抜くという知事の不退転の決意を伺います。

就農支援の拡充を

●農林業センサスによると本県の基幹的農業従事者数は2020年で16,455人、2025年が13,025人と5年間で約3,400人も減少しています。人材確保策が求められているところですが、農水省の就農準備資金、経営開始資金の対象は49歳以下で本県としては国に対象年齢拡大の要請を行っているが、国はなかなか拡大に踏み切らないという状況です。

そのような中、地方自治体では50歳以上も支援する対策が広がっています。山形や島根、山口、大分の各県や一部の市町村が独自財源で50歳以上への支援事業を設けています。山梨県南アルプス市では50歳以上65歳未満の新規就農者に、就農から最長3年間、年間最大150万円を支給しています。群馬県では研修指導経費の一部支援を行ったり、県内でも南足柄市では営農に要した経費の2分の1を上限25万円や50万円と定め支援しています。国の制度を補完する意味もあり、年齢は70歳未満が対象ということです。本県は経営開始資金以外では国の支援を活用して、経営発展支援事業で機械や施設の補助として4分の1は負担している他、就農相談や研修の提供は行っているものの、県独自の新規就農者に対する資金援助はないのが現状です。

農水省は今年から認定新規就農者の初期投資を補助する新規就農チャレンジ事業も創設しましたがこれも、農業機械や施設を対象にしたものですが65歳未満の新規就農事業者が対象です。50歳以上の就農者を支援することは、健康寿命の延伸のための未病的観点からも重要だと考えます。

●そしてこれまでも求めてきましたが、収入保険の保険料支援を改めて求めます。農業経営を開始できても、昨今の激甚災害や鳥獣被害のために収量が激減する、国際情勢の変化で資材費が高騰するなど、農業経営者の努力では避けられない収入全体の減少を幅広く補償する制度が収入保険です。過去の収入の平均（基準収入）の9割を下回った場合、下がった額の9割までを上限に補て

んします。品目の枠にとらわれず、ほとんどの農産物が対象になります。保険料には2分の1の国庫補助がありますが負担軽減のために全国で300を超える自治体が保険料補助を行っています。都道府県でも少なくとも前年度に関しては東京都や福島県、岐阜県、熊本県が行っています。また県内の農業従事者から収入保険料補助制度を求める切なる声をうかがっています。

そこで知事にうかがいます。

食料安全保障の観点から、本県も農業の先細りを回復させなければなりません。本県の50歳以上の就農者の数の推移は横ばいではあるものの、全国的には企業の定年延長のため定年後の就農者が減りつつある中、農業従事者が減少し続ける本県として、国の制度の対象外となっている50歳以上の就農者への資金援助を構築すべきと考えますが見解を伺います。

また、不安定要素の多い農業に安定的に就農していただくための収入保険料の保険料補助を制度化すべきと考えますが見解をうかがいます。

多様な家族のあり方を支える県政へ

●神奈川県では現在、県内33市町村すべてが同性パートナーシップ宣誓制度を導入しており、性的マイノリティの方々が安心して暮らせる環境整備が進められてきました。この点については、市町村の努力とともに、県が設置してきた連絡会議や情報共有の場が制度導入の機運醸成に一定の役割を果たしてきたものと評価しております。

一方で、制度の内容を見ますと、市町村ごとに対象要件や運用に違いが残されています。例えば、事実婚関係にある方々を対象とするかどうか、養子縁組をしているカップルを認めるかどうか、同居要件を設けるかどうかなど、自治体によって考え方が異なっています。そのため、同じ神奈川県内に暮らしていても、居住する自治体によって利用できる制度や受けられる配慮に差が生じる状況となっています。

また、横須賀市・三浦市・葉山町の地域や県西地域では、市町村間の相互利用協定が進められておりますが、これは対象要件が近い自治体同士だからこそ実現できたものであり、県内全域で統一的な仕組みが整っているわけではありません。

さらに、我が国には現在、同性婚制度が存在しておらず、同性カップルの法的保障は依然として限定的です。そのような中で、広域自治体である県が同性パートナーシップ制度を創設することには大きな意義があると考えます。都道府県レベルで制度を設けることで、市町村間の制度格差を補完し、転居時の手続の簡素化や継続利用を可能にするなど、県民の生活の安定につながります。また、県が制度を持つことで、市町村間の調整や連携をさらに促進し、県内全体としてより統一的な環境整備を進めることも期待できます。

現在、全国では実に 31 都府県が同性パートナーシップ制度等を導入しております。導入自治体からは、制度未導入の市町村を補完する役割や、広域自治体として県民の権利保障を後押しする意義が指摘されています。愛知県を視察した際、県民文化局にお話をうかがいました。愛知県内市町村の多くが先行して同性パートナーシップを導入している中で、県が後発でファミリーシップ宣誓制度を導入。「神奈川県では市町村すべてが持っている中で県は必要ないと言っているが、広域の県が持つ意味は？」と問うたところ、これには即答で、「身近なところで申請することに気が引ける当事者の方たちがいらっしゃると聞いた。そういう場合の申請先の選択肢を増やす意味がある」と。確かに県内でも小さな町役場に申請するのは気が引けるという声もありました。こういう当事者のバリアを解消する効果もあります。

確かに神奈川県は全市町村が制度を導入している先進県ではありますが、だからこそ次の段階として、市町村間の差異を補い、さらには事実婚や県内どこに住んでも安心して利用できる仕組みを構築することが求められているのではないのでしょうか。たとえば愛知県が導入したファミリーシップ宣誓制度は様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度です。市町村より後発だからこそアップデートした制度を構築することも可能です。先行自治体にうかがったところ、市と県が両方で制度を持っている場合、両方の制度を申請しているカップルもあるそうです。

そこで知事にうかがいます。

県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を掲げ、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。県は34番目になってしまいましたが、憲章の理念に立ち同性パートナーシップ制度を構築する必要があります。できればともいきの理念を具体化する観点からも、県としてはさらに多様な権利を保障できるファミリーシップ宣誓制度を創設し、広域自治体としての役割を果たしていくべきと考えますが、知事のご所見をうかがいます。

自転車の安全走行のために

●2026年4月から自転車利用者の「交通反則通告制度」導入をめぐるいわゆる青切符問題が大きな話題となりました。自転車の利用のルールについても改めて関心が高くなっているところです。

先日、私は広域で走行される大型車両の運転手の方から本県の交通安全に関する問題についてご相談を受けました。

具体的には、自転車が他の車両と同様に交通規制の対象となることが認知されていない問題があります。自転車も車両ですから、自動車と同様に一方通行などの規制が適用されますが、このこと自体が知られておらず、逆走して危険な場面が見受けられます。

また本県では自転車に関して一方通行の適用を除外する個所を増やす方針だと聞いています。生活実態に合わせた適用除外措置は歓迎されるのですが、安全上は課題もあります。

例えば、交差点等では出会い頭の交通事故を防止する等の目的で一時停止の交通規制を実施することがあると承知していますが、一方通行の規制から除外された自転車が出てくる場所にも、道路環境に照らして必要な場合には、自転車を対象に一時停止標識を設置するべきだと思います。

なお、市町村が独自に自転車運転者等に対して注意を促すなどの路面標示を設置する場合もあるようです。これらの標識は埼玉県や群馬県などでは充実しているが本県では残念ながらあまり見かけないとのこと。自転車等の運転は免許制ではないため、交通ルールを正しく知っていただくことに難しさがあります。

例えば、一時停止標識がない場合どうすればいいのかということ、見通しが悪ければ徐行、広い方が優先道路、またはセンターラインがつながっているほうが優先、同等なら左方優先となりますが、運転免許を持っていない人がこのようなことを自ら学ぶ機会も限られているので、だれにでも交通ルールがわかりやすい環境づくりや交通ルールの周知が必要になります。

そこで県警本部長にうかがいます。

市町村等の関係機関とも連携し、一方通行等の交通ルールの自転車運転者に対する周知や、必要な場所における自転車を対象とした道路標識等の整備に取り組むべきと考えますが見解を伺います。

特別自治市法制化に対する県民への周知・説明責任について

●今後も引き続き、県民生活や事業活動を守るため、「オール神奈川」で早め早めの対応を進めていくとの知事の基本姿勢に賛同し、以下、知事の提案説明における特別自治市構想に関する発言を踏まえ、本県の今後の対応について質問します。

知事は提案説明の中で、政令指定都市が県から実質的に独立する「特別市」の法制化について、二層制の打破による広域行政事務への支障や、巨額の財源不足に伴う他市町村への行政サービスの低下といった危機感を示されました。しかし、これまでの県の取り組みや知事の発信は、主に「政令市以外の市町村への悪影響や格差の拡大」というトーンに偏っています。現在、政令市内では独自に住民説明会が精力的に開催されており、町内会長をはじめとする地域住民に対し、政令市側の主張のみが刷り込まれているのが現状ではないでしょうか。その結果、特別市の法制化を早期に望む要望書が住民側から提出される事態を招いており、県側の危機感や制度の本質的な問題点が、肝心の政令市民に対して全く届いていないのが実情です。

県はこれまで、特別自治市構想の問題を指摘するパンフレットを作成するなどの啓発活動を行ってきましたが、その周知力は極めて限定的であり、政令市民に対する直接的な説明や、多角的な視点を提供する情報発信は圧倒的に不足し

ています。政令市が県から完全に離脱した場合、不利益を被るのは周辺自治体だけではありません。何よりも住民代表機能への影響の大きさ、県がこれまで広域的に担ってきた高度な専門医療体制、大規模な防災・減災対策、広域的な環境・インフラ整備など、スケールメリットを活かした行政サービスのネットワークから政令市民自身が切り離されることになります。結果として、政令市民自身の生活の質や安全性が脅かされかねないという大きなリスクを孕んでいます。こうした「政令市民が被る具体的な不利益」や「広域自治体としての県の不可欠な役割」について、当事者である政令市民に正面から丁寧に説明する取り組みこそが、今まさに求められているのではないのでしょうか。

そこで知事にうかがいます。

現在の知事のメッセージ発信や広報活動は、肝心の政令市民に対して制度の問題点を正しく伝えるための施策として極めて不十分であると考えますが、政令市民が被る特別市となった際の不利益について知事の認識をうかがいます。また、政令市側の主張に対抗し、県民生活の安定を守る広域自治体としての県の重要性、そして県から離れることで政令市民自身が被りかねない不利益について、今後どのように政令市民を含めた全県民に対して説明を尽くすのか、また、今後、特別自治市構想断固阻止に向け県としてどのように取り組んでいく考えか。具体的な取り組みの展開を含め、知事の明快な見解を求めます。